

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(復興支援・伝承課)

一

告 示

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

(森林整備課)

一八

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「救助業務完了後三十日以内」を「知事が別に定める日まで」に、「災害救助費
繰替支弁金弁償申請書」を「災害救助費繰替支弁金(変更)請求書」に改め、同項に後段として次の
ように加える。

請求金額に変更が生じたときも、同様とする。

第十七条第三項中「申請書」を「請求書」に改める。

別表第一第一号一(三)中「三三〇〇円」を「三四〇〇円」に改め、同号二(二)中「六、二八五、〇〇〇円」
を「六、七七五、〇〇〇円」に改め、同表第二号一(三)中「一、一八〇円」を「一、二三〇円」に改め、
同表第三号三(一)の表中

め、同号3(二)の表中

一八、七〇〇円	二四、〇〇〇円	三五、六〇〇円	四二、五〇〇円	五三、九〇〇円	七、八〇〇円
三一、〇〇〇円	四〇、一〇〇円	五五、八〇〇円	六五、三〇〇円	八二、二〇〇円	一一、三〇〇円

を

一九、二〇〇円	二四、六〇〇円	三六、五〇〇円	四三、六〇〇円	五五、二〇〇円	八、〇〇〇円
三一、八〇〇円	四一、一〇〇円	五七、二〇〇円	六六、九〇〇円	八四、三〇〇円	一一、六〇〇円

に改

六、一〇〇円	八、二〇〇円	一一、三〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、九〇〇円	二、六〇〇円
九、九〇〇円	一二、九〇〇円	一八、三〇〇円	二一、八〇〇円	二七、四〇〇円	三、六〇〇円

を

六、三〇〇円	八、四〇〇円	一一、六〇〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円	二、七〇〇円
一〇、一〇〇円	一三、二〇〇円	一八、八〇〇円	二三、三〇〇円	二八、一〇〇円	三、七〇〇円

に改

め、同表第六号を次のように改める。

六 被災した住宅の応急修理

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

- (一) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。
- (二) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五〇、〇〇〇円以内とする。
- (三) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- (一) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(二) 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分について、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七〇六、〇〇〇円

(2) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三四三、〇〇〇円

(三) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了するものとする。

別表第一第八号3〔1〕中「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同号3〔2〕中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同号3〔3〕中「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に改め、同表第九号3中「二二三、八〇〇円」を「二一九、一〇〇円」に、「二七〇、九〇〇円」を「二七五、二〇〇円」に改め、同表第十一号4〔中〕「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表第十二号2中「一三八、三〇〇円」を「一三八、七〇〇円」に改める。

様式第一号の「から様式第十二号の二までの様式中、「」を「」に改める。

様式第十三号を次のように改める。

<p>様式第13号</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>このことについて、下記により災害救助費繰替支弁金を弁償されたく関係書類を添えて（変更）請求します。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td>1 請求金額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>既請求金額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>差 額</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2 災害の内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 災害救助費算出内訳</td> <td>(別紙 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 救助種目別明細書</td> <td>(別紙2～15)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 被害状況調</td> <td>(別紙 16)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 世帯構成員別被害状況調</td> <td>(別紙 17)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 添付書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 収支精算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 支払証拠書類の写</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 被服寝具その他生活必需品の配分計画および給与状況</td> <td>(別紙18)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 学用品の配分計画および給与費内訳</td> <td>(別紙19)</td> <td></td> </tr> </table>	1 請求金額	金	円	既請求金額	金	円	差 額	金	円	2 災害の内容			3 災害救助費算出内訳	(別紙 1)		4 救助種目別明細書	(別紙2～15)		5 被害状況調	(別紙 16)		6 世帯構成員別被害状況調	(別紙 17)		7 添付書類			(1) 収支精算書			(2) 支払証拠書類の写			(3) 被服寝具その他生活必需品の配分計画および給与状況	(別紙18)		(4) 学用品の配分計画および給与費内訳	(別紙19)		<p>年度災害救助費繰替支弁金（変更）請求書</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>市 町 村 長</p>
1 請求金額	金	円																																						
既請求金額	金	円																																						
差 額	金	円																																						
2 災害の内容																																								
3 災害救助費算出内訳	(別紙 1)																																							
4 救助種目別明細書	(別紙2～15)																																							
5 被害状況調	(別紙 16)																																							
6 世帯構成員別被害状況調	(別紙 17)																																							
7 添付書類																																								
(1) 収支精算書																																								
(2) 支払証拠書類の写																																								
(3) 被服寝具その他生活必需品の配分計画および給与状況	(別紙18)																																							
(4) 学用品の配分計画および給与費内訳	(別紙19)																																							

別紙1

救助費総額算出内訳
(災害名)

市町村名

種目別区分			市町村支弁額		
			員数	単価	金額
I 救助業務に要した経費				円	円
1 救助費					
(1)	避難所設置費	避難所	延	人	
		福祉避難所	延	人	
		ホテル・旅館など	延	人	
		計	延	人	
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅		戸	
		賃貸型応急住宅		戸	
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用		戸	
		計		戸	
(3)	炊出しその他による食品給与費	延	人		
(4)	飲料水供給費	延	人		
(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給与費	全壊(焼)流出		世帯	
		半壊(焼)・床上浸水		世帯	
		計		世帯	
(6)	医療及び助産費	療	延	人	
		産	延	人	
		計	延	人	
(7)	被災者の救出費		人		
(8)	住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上		世帯	
		準半壊		世帯	
		計		世帯	
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯		
(10)	学用品の給与	小学校児童	教科書		人
			文房具等		人
		中学校生徒	教科書		人
			文房具等		人
		高等学校等生徒	教科書		人
	文房具等		人		
	計		人		
(11)	埋葬費	大		人	
		小		人	
		計		人	
(12)	死体の捜索費		体		
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体	
		一時保存		体	
		検案		体	
	計		体		
(14)	障害物の除去費		世帯		
(15)	輸送費				
(16)	賃金職員等雇上費				
2	実費弁償		人		
3	扶助金		件		
4	損失補償		件		
5	法第19条の補償				
II 救助事務に要した経費					
1	都道府県事務費				
2	市町村事務費				
3	法第20条第1項の求償に係る事務費				
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費				
(合計)					

別紙 2

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間 月 日	実人員 人	延人員 人	自治体名		実支出額	備考
					物品使用状況 品名	数量		
		～ 月 日	人	人				
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。記入すること。
 2 「物品の使用状況」は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を「備考」に記入すること。
 3 「他市町の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」に記入すること。

別紙3

応 急 仮 設 住 宅 台 帳 設 置 費

中町村名 番号	地区・住宅(国地)名	整理 番号	区分				着工 戸数	完成 戸数	集会所		着工日	完成 予定日	着工 公表日	リース 購入 の別	概算額契約額			民有地等借地料 (年額(円))	自治体名		中町村名						
			構造	基礎	仕繕	敷地			集会 所	談話 室					税込総額(円) (リースの場合は 解体費用等含む)	うち、集会所設 (税込み、リースは 解体費用等含む)	1戸あたりの 平均価格(円)		完成日	入居日	世帯数	入居 人数	開催日				
1	例) ○○総合運動公園住宅(国地)	モバイル																									
2	例) ○○町仮設住宅	モバイル																									
3																											
4																											
5																											
			計																								
1																											
2																											
3																											
4																											
5																											
			計																								
			計																								
			計																								

(注) 1 「地区・住宅(国地)名」欄は、応急仮設住宅の住宅(国地)名を記入すること。
 2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイル」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。
 3 「基礎区分」欄は、「基礎」、「コンクリート版」、「ブロック版」、「石基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入すること。
 4 「仕繕等」欄は、福祉仮設住宅やファミリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
 6 「集会所」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
 7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
 8 「総額」欄は、国地別に建設に要した総額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。なお、集会所等の費用も合算して記入すること。
 9 「うち、集会所設」欄は、総額から集会所設を差し引いた金額を戸数で除き出した金額を記入すること。
 10 「1戸あたりの平均価格」欄は、「うち、集会所設」欄は、総額から集会所設を差し引いた金額を戸数で除き出した金額を記入すること。
 11 「民有地等借地料(年額)」欄は、総額から集会所設を差し引いた金額を戸数で除き出した金額を記入すること。
 12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の竣工の日を記入すること。
 13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない)
 14 「開催日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
 15 本表式とともに、「応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕繕書」及び「見解書」も提出すること。

別紙6の1

医療費内訳 (救護班分)

救護班

月日	市(区)町村名	品目	措置の概要	経費 円	備考
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

別紙6の2

医療費内訳 (医療機関分)

市町村名

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

別紙6の3

助産費内訳

市町村名		分べん期間	分べん日時	分べん者氏名	金額	備考
		月 日 ~ 月 日			円	
計						

別紙7

被災者の救出費

年月日 月 日	市町村名			備考
	救出用機械器具等 機械器具等名称	数 量	金 額 円	
計				

(注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

別紙 8

住宅応急修理記録簿

				自治体名	摘要
世帯主氏名	修理箇所概要	半壊・一部損壊の別	完了月日 月 日	実支出額 円	
計 機関					

(注) 「摘要」欄は、業者名を記入すること。

別紙 9

生業資金の貸与

		市町村名					
貸付を受けた者 住所	氏名	保証人		事業計画概要	貸与期間	貸与金額 円	備考
		住所	氏名				
計 世帯							

(注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のでん末を明らかにしておくこと。

別紙10

埋葬費

										市町村名
死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

別紙12

死 体 の 処 理 費

市町村名 ()

1 処 理 期 間	2 死体発見 の日時及 び場所	3 死 亡 者 名 氏	4 族 姓		5 実 務 支 出 費 額				内				7 県負担額 (A) ざれ (B) か低い 額	備考	
			遺 の 間 の 氏 名	氏 名	役 務		検 査	案 料	一 時 保 存	借 料	実支出 計 (A)	6 算定基準に よる算定額 (A)+(B) (B)			
					洗 浄、 縫 合、 消 毒 等 の 件 数	実 支 出 額									算 定 基 準 上 の 算 定 額 (イ)
計															

(注) 日赤救護班により実施した場合は、洗浄・縫合・消毒等の処置および検案料の実支出額欄は記入を必要としないが、1～4の欄は記入し、「備考」欄に日赤救護班と明示すること。ただし、一時保存料を要する場合は、その実支出欄について記入すること。

別紙13

障害物の除去費

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名	除去に要すべき 状態の概要	備考
			実支出額 円		
計	半壊(壊) 床上浸水	世帯 世帯			

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

別紙14

輸 送 記 録 簿

輸送月日	目的 (距離)	借上等		金額 円	修繕		燃料費 円	実支出額 円	備考
		使用車両等 種類	台数		故障車両等 名称 所有者氏名	修繕 月日 修繕 費 円			
計									

(注) 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。記入すること。
 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。記入すること。
 2 県又は市町村の車両による場合は、「備考」欄に車台番号を記入すること。
 3 借上等等による場合は、運送費又は車両等の借上等費を記入すること。
 4 「故障」欄には「金額」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 5 「故障」欄には、故障の概要を記入すること。

別紙18

物資の給与状況

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成 人	給与月 日	自治体名				実支出額 円	備考
				布団	毛布	衣類	日用品		
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							
	床上浸水	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 職氏名 印

- (注) 1 「住家の被害程度区分」欄には、全壊(焼)流出又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 「給与年月日」欄には、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄には、数量を記入すること。

別紙19

学 用 品 の 給 与 状 況

														自治体名				
学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳										実支出額	備考		
					教科書					その他学用品								
					国語	算数	理科	社会		鉛筆	ノート							
				月 日													円	
計	小学校	/	人	/													円	
	中学校	/	人	/													円	
	高校	/	人	/													円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
年 月 日

給与責任者 (学校長)
氏名

印

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

告 示

○宮城県告示第五十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和六年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和六年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類
同一の単位とされる
保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区

四〇二・四六

北上川下流

三八六・五三

石巻地区

三九五・八二

迫川地区

一、一〇二・四五

江合川上流

七六一・九七

鳴瀬川上流

一、二三四・〇三

江合川下流

〇・八五

鳴瀬川下流

〇・八五

黒川地区

二三六・四七

仙台地区

一、三五一・二二

白石地区

一、六三四・一六

土砂流出防備保安林

本吉地区

二三・八五

北上川下流

九・一〇

石巻地区

二五・〇二

迫川地区

七八・三七

江合川上流

一九〇・三二

鳴瀬川上流

二四九・五七

江合川下流

一二・〇四

干害防備保安林

黒川地区

三八・〇二

仙台地区

七〇・八四

白石地区

二一九・九七

仙台市

五・一八

石巻市

二七・九二

気仙沼市

二四・一四

白石市

三・一八

角田市

二・〇八

登米市

九・九四

栗原市

三・〇二

東松島市

四・三四

大崎市

五六・九五

七ヶ宿町

五・一四

柴田町

〇・九八

丸森町

二・七二

大和町

三・六〇

大郷町

〇・三〇

加美町

六・七二

女川町

一六・八七

南三陸町

〇・八〇

石巻市

一七・一八

気仙沼市

二・四八

東松島市

〇・三八

女川町

〇・八二

南三陸町

〇・九〇

宮城北部地区

二一・三四

宮城南部地区

六・九〇

保健保安林

魚つき保安林